

お取引業者の皆様へ

教員発注の限度額を引き上げます！

教員発注は、迅速かつ機動的な調達によって本学の教育・研究の水準を維持するため、一部の調達行為について、**会計上の権限と責任を教員等に付与すること**により、教員等自らが発注を行うことを可能とする制度です。

適用日

令和5年4月1日の 発注分から

1日における同一業者への
発注合計額が
50万円未満



1日における同一業者への
発注合計額が
150万円未満



- 150万円以上の調達は、事務部門から発注します。
- 1件の取引として発注すべきものを意図的に分割して発注することは認めておりません。
- 研究者が発注した購入物品は、原則として各部局の「事務部門」で「納品事実の確認」を受けていただく必要があります。

ご不明な点等がございましたら、
ご所属部局の会計担当係にご確認いただきます様、お願いいたします。